

豊類公正取引協議会会則（案）

2014年10月10日 豊類公正競争規約作成連絡会

※本案は平成26年10月10日時点での案であり、今後の調整の過程で変更される可能性があることご了承下さい。

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、豊類公正取引協議会と称する。

（地域及び事務所）

第2条 本会の地域は全国一円とし、事務所を〇〇に置く。

（目 的）

第3条 本会は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第10条第1項の規定に基づいて認定を受けた「豊類の表示に関する公正競争規約（平成 年 告示第 号。以下「規約」という。）を円滑、かつ、効果的に運用することにより、公正な取引の促進を図り、もって豊類関連産業の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）規約の内容の周知徹底に関すること
- （2）規約についての相談及び指導に関すること
- （3）規約の遵守状況の調査に関すること
- （4）規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること
- （5）規約の規定に違反する構成事業者に対する措置に関すること
- （6）公正取引マーク等（以下「証紙等」という。）の承認等に関すること
- （7）一般消費者等からの苦情処理に関すること
- （8）不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること
- （9）関係官庁との連絡に関すること
- （10）会員に対する情報提供に関すること
- （11）その他規約の施行及び本協議会の目的を達成するために必要と認められること

第2章 会 員

（会員の資格）

第5条 本会の会員となる資格を有する者は、以下の者とする。

正会員 次の各号に掲げる者又はこれらの者により組織された団体

- (1) 畳類を製造し自ら販売する者又は他に委託して販売する者
 - (2) 畳類の製造を他に委託して自己の商標、氏名若しくは名称を表示して販売する事業を行う者
 - (3) 畳類を他から受入れ又は輸入して、自己の商標、氏名、若しくは名称を表示して販売する者
- 賛助会員 本会の趣旨に賛同する個人、事業者又は団体

(加 入)

第6条 本会の会員になろうとする者は、加入申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 会員は会費を負担しなければならない。

2 会費の額及び徴収方法は、総会において別に定める。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(退 会)

第9条 会員は、退会の30日前までに、会長に退会届を提出し、任意に退会することができる。

2 会員は、前項により退会するときは、納付すべき会費、負担金等で未納のものは、完納しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合には、その会員に対し、総会の開催の日の10日前までに、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 規約及び本会の会則に違反したとき
- (2) 本会に対する義務の履行を怠ったとき
- (3) 本会の事業を妨げる行為その他本会の目的に著しく反すると認められる行為があったとき
- (4) 暴力団（暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号（平

成3年法律第77号)に規定する暴力団をいう)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう)であるとき、もしくは暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- 2 会長は、前項の議決があったときは、除名の理由を明らかにした書面をもって、その旨をその会員に通知するものとする。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費その他の抛出金品は、いかなる理由があってもこれを返還しないものとする。

第3章 役員、顧問及び相談役

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 16名以内

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長、1人を専務理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する。ただし、補欠のための選任は、理事会においてこれを代行することができる。

- 2 理事は互選により、会長、副会長及び専務理事を選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員職務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長、副会長を補佐し、本会の常務を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会則及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 会計を監査すること

(2) 理事の業務執行状況を監査すること

- 6 監事は、総会又は理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が、次の各号の一に該当するときは、総会において、3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合には、その役員に対し、総会の日から10日前までに、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(顧問及び相談役)

第17条 本会の運営に関し、消費者、学識経験者その他幅広い視点から意見を聞くため、本会に顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、重要な事項又は専門的な事項について会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

4 顧問及び相談役の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 総 会

(総会の種別)

第18条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に開催するものとする。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催するものとする。

(1) 理事会において必要と認められたとき

(2) 会員の3分の1以上又は監事から会議の目的とする事項を示して請求があったとき

(総会の構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の招集)

第20条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、第18条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも20日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要す

る場合には、この限りではない。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、第18条第3項第2号の場合は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第22条 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

(総会の議決権)

第23条 会員は、総会において各一個の議決権を有する。ただし、次条第7号に掲げる事項に係る議事については、当該対象会員は、議決権を行使することができない。

(総会の議決事項)

第24条 総会は、本会則で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決するものとする。

- (1) 規約及び畳類の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「公正取引規則」という。）その他規約及び公正取引規則に係る規程の制定又は変更
- (2) 本会則の制定又は変更
- (3) 事業計画及び収支予算の決定
- (4) 事業報告、収支決算及び財産目録等の承認
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) 本会の解散
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会において必要と認めた事項

(総会の議決)

第25条 総会の議事は、次条、第45条及び第46条に規定する場合を除き、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

2 総会においては、あらかじめ通知された議題についてのみ議決することができる。ただし、総会で、出席会員の4分の3以上の同意があったときは、あらかじめ通知した議題以外の議題について、緊急議事として審議議決することができる。

(特別の議事)

第26条 次の事項は、会員総数の過半数が出席し、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

- (1) 規約及び畳類の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「公正取引規則」という。）その他規約及び公正取引規則に係る規程の制定又は変更

(2) 役員解任

(3) 会員除名

(総会の書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第22条及び前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

3 第1項の書面は、総会の日の前日までに本会に到達しない場合は、無効とする。

4 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長及び議長の指名する出席会員2名以上の議事録署名人が署名押印して事務局に保存するものとする。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の議決事項)

第30条 理事会は、本会則で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決するものとする。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の5分の1以上又は監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数等)

第34条 理事会には、第22条、第25条第1項、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、これら規定中「総会」及び「会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 専門部会

(専門部会の設置)

第35条 本会の会務、事務等の円滑な運営上必要あるときは、会長は、理事会の議決を経て、専門部会を設置することができる。

(専門委員の委嘱等)

第36条 専門委員は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

- 2 専門部会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費

- (2) 業務に伴う収入
 - (3) 資産から生ずる収入
 - (4) 寄付金品
 - (5) その他の収入
- (経費の支弁方法)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、会長が作成し、総会の議決をもって決定する。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録及び貸借対照表として作成し、監事の監査を受け、総会の議決をもって承認を受けなければならない。

第8章 事務局

(事務局の設置等)

第43条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長を置く。

3 事務局には、所要の職員を置くことができる。

4 事務局長及び職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第44条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を常時備えておかななければならない。

- (1) 規約及び公正取引規則並びに本会則
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員等の名簿及び履歴書
- (4) 認可等に関する書類
- (5) 総会及び理事会の議事に関する書類

- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債その他の財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な書類

第9章 解散等

(解 散)

第45条 本会は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

(解散の場合の残余財産の処分)

第46条 本会が解散した場合において残余財産があるときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て処分するものとする。

第10章 雑則

(委 任)

第47条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、消費者庁及び公正取引委員会の承認があった日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第13条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、〇〇の日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、設立の日から 次の3月31日までとする。
- 4 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。